

審査基準

平成18年11月30日作成

法令名	: 確認事務の委託の手續等に関する規則
根拠条項	: 第13条第2項
処分概要	: 駐車監視員資格者証の再交付
原権者(委任先)	: 青森県公安委員会
法令の定め	: 確認事務の委託の手續等に関する規則第13条第3項
審査基準	: 判断基準は法令の定めによる。
標準処理期間	: 14日間
申請先	: 青森県公安委員会
問い合わせ先	: 青森県警察本部交通部交通指導課 017-723-4211
備考	: